

生駒市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）

生駒市地域公共交通活性化協議会規約（平成21年11月27日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「及び運賃、料金」を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

第11条の2 乗合旅客運送の運賃、料金に関する事項は別に定める委員で構成された運賃協議分科会において協議を行う。

2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年12月21日から施行する。